

令和3年度

市営住宅入居申込案内書

◆ 令和3年度の募集スケジュールは次のとおりです。

	受付期間	抽選日	入居予定日
第1回	令和3年6月8日(火)～ 令和3年6月14日(月) (募集団地一覧・申込書については、 令和3年6月1日(火)から配布)	令和3年6月30日(水)	令和3年9月1日(水)
第2回	令和3年10月11日(月)～ 令和3年10月15日(金) (募集団地一覧・申込書については、 令和3年10月4日(月)から配布)	令和3年10月28日(木)	令和4年1月1日(土)
第3回	令和4年1月17日(月)～ 令和4年1月21日(金) (募集団地一覧・申込書については、 令和4年1月7日(金)から配布)	令和4年2月2日(水)	令和4年4月1日(金)

- ◆ 書類の完備していない申込書は、受付できませんので、この案内書をよく読んでお申し込みください。
- ◆ 申込書は、本人又は入居される家族の方が、倉敷市営住宅管理センターへご持参、または所定の封筒にて郵送してください。
- ◆ ご持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時30分です。
(※土・日・祝日・年末年始は除く。)
- ◆ 所得税法改正により、令和3年7月1日以後に申し込まれる方の入居者資格に係る収入の計算方法については、10ページを参照してください。

指定管理者：倉敷市営住宅管理センター

住所：〒710-0055 岡山県倉敷市阿知1丁目7-2 ぐらしきシティプラザ西ビル6階

TEL：(086) 430-0109

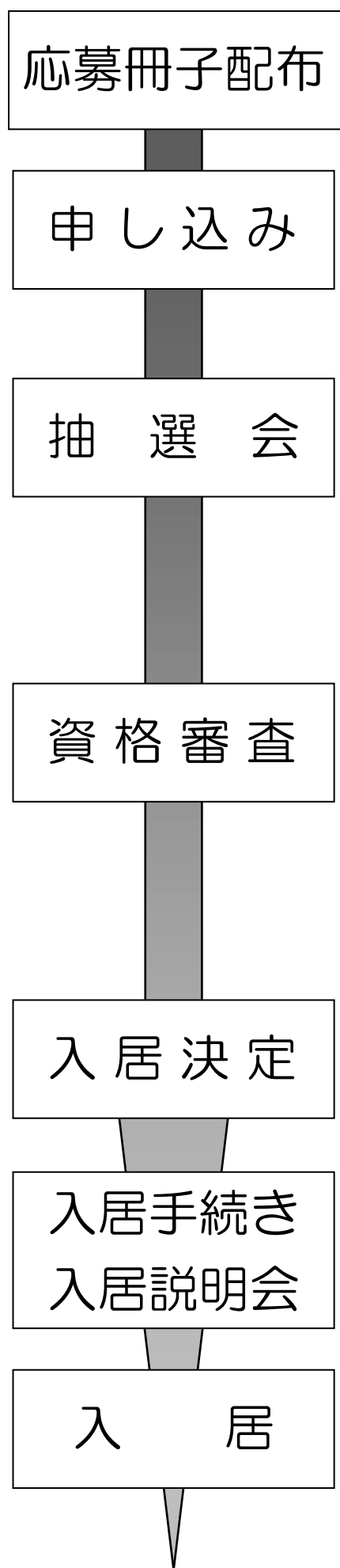
FAX：(086) 430-0115

ホームページアドレス <https://www.kurashikishieijutaku.jp/>

目 次

1	市営住宅への申し込みから入居まで	1
2	申し込み（入居）資格について	2
3	特定目的住宅への入居条件について	4
4	単身世帯入居可能住宅への入居条件について	4
5	月額所得の計算方法について	6
6	収入基準早見表	7
7-1	月額所得の計算表	8
7-2	月額所得の計算表（令和3年7月1日～）	10
8	申し込み方法について	12
9	申し込みについての注意事項	13
10	抽選会及び抽選方法について	13
11	優遇抽選について	14
12	資格審査について	16
13	入居手続き等	18
14	入居後の注意事項	18
	〈資 料〉	
	市営住宅位置図	21
	市営住宅所在地一覧	22

1 市営住宅への申し込みから入居まで



<応募(申込)冊子配布>

申込書類は、倉敷市営住宅管理センター及び倉敷市役所本庁・児島・玉島・水島・船穂・真備の各支所にて配布します。

市営住宅の申し込みについては、申込資格やいろいろな条件がありますので、この案内書をよく読んでお申し込みください。

申し込みは、倉敷市営住宅管理センター窓口にて受け付けます。また、倉敷市営住宅管理センター宛の郵送による申し込みも可能です。

<入居予定者及び入居補欠者の決定>

申込住宅ごとに公開抽選を行い、住宅ごとに入居予定者及び入居補欠者を決定します。抽選会への参加は任意です。

<資格審査の案内>

抽選の結果、入居予定者に決定した方には、資格審査のご案内を送付します。

入居予定者に決定した方は、抽選会から資格審査日の期間に倉敷市営住宅管理センターへ必要書類を提出していただき、申込（入居）資格を満たしているか確認する資格審査を行います。

資格審査の結果、入居予定者の資格を満たしていないことが判明した場合及び資格が確認できない方は、申し込みが無効となります。

審査の結果、資格を満たしている方に、入居決定通知及び入居手続きに必要な書類提出の案内等を送付します。

入居手続きでは、請書等の必要書類の提出及び敷金の納付を行っていただきます。

入居手続きが完了された方には、入居説明会を行い、入居に関する注意事項等の説明及び、お部屋の鍵をお渡しします。

入居可能日から15日以内に入居を完了し、倉敷市営住宅管理センターへ入居完了届を提出してください。

使用上のきまりを守って、お互いが快適に暮らせるように心掛けましょう。 ¹

2 申し込み（入居）資格について

市営住宅に申し込みされる方は、次の(1)から(7)のすべての項目に該当していることが必要です。

(1) 同居又は同居しようとする親族のある方

※「単身世帯入居可能住宅への入居条件（4～5 ページ参照）」に該当する場合を除く。

- ・親族には、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方及び婚約者も含まれます。ただし、内縁関係の方については、戸籍謄本等で他に婚姻関係のないことを確認します。
- ・婚約で申し込みされる場合は、資格審査時までに入籍し戸籍謄本等を提出でき、入居予定日に同居できる方に限ります。
- ・家族を不自然に分割又は、不自然に合わせての申し込みはできません。

(2) 入居資格収入基準に合致する方

- ・入居予定の同居家族それぞれの過去1年間の所得金額の合計から控除金額を除き、12で割った額（月額所得）が、158,000円（裁量階層は214,000円）以下であること。ただし、改良住宅は月額所得が、114,000円（裁量階層は139,000円）以下であること。（6～11 ページ参照）

【裁量階層】裁量階層とは、次の（ア）から（ケ）までのいずれかに該当する世帯になります。

（ア）	申込者が60歳以上で、かつ同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満である世帯
（イ）	身体障がい者手帳の交付を受け、その程度が1～4級に該当する方がいる世帯
（ウ）	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、その程度が1～2級に該当する方がいる世帯
（エ）	療育手帳の交付を受け、その程度がAの方又はBのうち中度に該当する方がいる世帯
（オ）	戦傷病者手帳の交付を受け、障がいの程度が恩給法の特別項症～第6項症又は第1款症（旧第7項症）に該当する方がいる世帯
（カ）	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
（キ）	海外から引き揚げて5年未満の方がいる世帯
（ク）	国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
（ケ）	同居者に中学校就学の始期に達するまでの方がいる世帯

※年齢については、資格審査時の年齢で確認します。

(3) 現在、住宅に困っている方

- ・持家（共有名義も含む）のある方又は、公営住宅等の公的住宅に入居されている方は、原則として申し込みできません。

(4) 申込者（同居又は同居しようとする親族を含む。）が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号」に規定する暴力団員でないこと。

(5) 申込者本人の住所又は勤務場所が倉敷市内にある方、又は新たに市内に居住することが必要と認められる方で成人の方（結婚している未成年者は成人とみなします。）

(6) 収入金の滞納のない方

- ・過去に市営住宅家賃、損害賠償金など、入居者が負担すべき費用を滞納している方は、入居できません。

(7) 連絡先のある方

- ・入居時の連絡先人として、次の要件を満たす方の記入をお願いしています。
 - ① 原則として岡山県内に居住している親族が望ましい。
 - ② ①が岡山県外の場合、2人目も記入いただきます。

※注意点

第1回募集のみ、令和30年7月豪雨により滅失した住宅に居住していた方は、上記申込資格のうち、(3)～(5)、(7)に該当すれば申し込みできます。ただし、被災者生活再建支援金の加算支援金を申請している方は除きます。

3 特定目的住宅への入居条件について

次の特定目的住宅に入居希望の方は、申込（入居）資格（2～3ページ参照）に加えて、各特定目的住宅の入居条件に該当することが必要です。ただし、入居可能な団地は指定されています。

【特定目的住宅への入居条件及び入居条件を証明する書類】

	特定目的住宅への入居条件	入居条件を証明する書類
(ア)	大家族世帯向住宅 入居しようとする家族の総数が、5人以上である世帯	住民票
(イ)	身体障がい者世帯向住宅（車イス専用住宅） 入居しようとする家族に、重度の下肢障がい者等（身体障がい者手帳の下肢、体幹又は移動機能の障がい程度が1級及び2級）で常時車イスを使用する人がいる世帯	身体障がい者手帳
(ウ)	高齢者夫婦向住宅 入居しようとする夫婦の両方が、60歳以上である世帯	住民票
(エ)	シルバーハウジング ※次の①と②の両方の条件を満たす世帯 ① 60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯（夫婦の両方が60歳以上）又は60歳以上の高齢者のみからなる世帯で、家族による援助が困難なもの ②自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下又は高齢のため独立して生活するには不安があると認められる者 ※要介護・要支援を受けている方は申込できません。	住民票

4 単身世帯入居可能住宅への入居条件について

単身世帯入居可能住宅へ入居希望の方は、2～3ページに記載された申込資格を全て満たし、次の（ア）から（イ）までのいずれかに該当する方で、戸籍上配偶者がいない方になります。

なお、日常生活について常時介護が必要な方は、その対策がなされないと入居できません。また、単身で入居可能な住宅は指定されています。

【単身世帯入居可能住宅への入居条件及び入居条件を証明する書類】

	単身世帯入居可能住宅への入居条件	入居条件を証明する書類
(ア)	60歳以上の方	住民票
(イ)	身体障がい者手帳の交付を受け、その程度が1～4級に該当する方	身体障がい者手帳

(ウ)	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、その程度が1～3級に該当する方	精神障がい者保健福祉手帳
(エ)	療育手帳の交付を受け、その程度がA又はBに該当する方	療育手帳
(オ)	戦傷病者手帳の交付を受け、その程度が恩給法の特別款症～第6款症又は第1款症(旧第7款症)に該当する方	戦傷病者手帳
(カ)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条に規定する厚生労働大臣の認定を受けている方	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条に規定する厚生労働大臣の認定書の写し
(キ)	生活保護又は中国残留邦人自立支援法に基づく支援給付を受給中の方	福祉事務所長等の証明書
(ク)	海外から引き揚げて5年未満の方	岡山県保健福祉部保健福祉課長の証明書
(ケ)	国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方	国立ハンセン病療養所等の長又は厚生労働省健康局疾病対策課長の証明書
(コ)	ドメスティックバイオレンス(DV)被害者で、次のいずれかに該当する方 ① 女性相談所の一時保護又は婦人保護施設若しくは母子生活支援施設における一時保護又は保護が終了して5年未満の方 ② 裁判所の保護命令の申立をした方でその命令が効力を生じた日から5年未満のもの	一時保護、保護又は保護命令があったことを証明又は確認できる書類
(サ)	犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者やその家族・遺族で、従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかなる方 次のいずれかに該当することが証明される方であること。 ① 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった方 ② 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方	①又は②が証明又は確認できる書類

5 月額所得の計算方法について

資格審査に用いる月額所得の求め方は次の通りです。

$$\boxed{\text{(月額所得)} = (\text{世帯の年間総所得金額の合計} - \text{控除金額の合計}) \div 12 \text{ か月}}$$

※資格審査では、審査基準日から過去1年間の総収入金額について審査します。

※次のような収入は、月額所得の算定に用います。

国民年金、厚生年金、年金基金、恩給、各種共済年金及び配当金等

※次のような収入は、月額所得の算定に用いませぬ。

生活保護の各種扶助料、雇用保険及び労災保険の各種給付金、育児休業基本給付金、遺族年金及び障がい年金、仕送り等

☆年間総所得金額の求め方

(給与所得者の場合)

- ① 年間総収入金額を算出します。(年間総収入金額とは税込み総収入金額で、一般に言われている「手取り」金額などとは異なります。)

※直近の1年間で新たに就職された方(1月以上継続している方)は、次の算式にて年間総収入金額を推定します。

$$\left[\text{年間総収入金額(推定)} = \frac{\text{総収入金額(1月未満の収入は切捨て)} - \text{賞与}}{\text{勤務月数(1月未満は切捨て)}} \times 12 \text{ ヶ月} + \text{賞与} \right]$$

- ② 年間総収入金額をもとに、年間総所得金額を決定します。(8ページの計算方法を参照)

(事業所得者の場合)

年間総所得金額を求めるために、年間総収入金額、税法上の必要経費を算出します。

※直近の1年間で事業開始された方(1月以上営業が継続している方)は、次の算式にて、年間総所得金額を推定してください。

$$\left[\text{年間総所得金額(推定)} = \frac{\text{総収入金額(1月未満の収入は切捨て)} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数(1月未満は切捨て)}} \times 12 \text{ ヶ月} \right]$$

(年金所得者の場合)

- ③ 年間総収入金額を算出します。(年金額改訂通知書等を参考にしてください。)

- ④ 年間総収入金額をもとに公的年金総所得金額を決定します。(8ページの計算方法を参照)

※令和3年7月1日以降に申し込む場合の計算方法は10ページを参照

所得者が2人以上いる場合は、それぞれの年間総所得金額を算出した後に合計し、世帯の年間総所得金額とします。

☆控除金額については9ページを参照してください。

※令和3年7月1日以降に申し込まれる場合は11ページを参照してください。

6 収入基準早見表

この早見表は、所得者が1人で、かつ、特別控除対象者（老人配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族、寡婦（夫）、障がい者、特別障がい者）がいない場合です。

所得者が2人以上いる場合又は特別控除対象者がいる場合は、8～9ページの計算方法により月額所得を計算してください。（令和3年7月1日以降に申し込む場合は10～11ページ参照）

（1）給与所得者が1人で特別控除対象者がいない場合

（単位：円）

	種別	入居家族数及び入居しない扶養家族数（申込者本人を含む）						
		単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族	7人家族
年間総収入金額	原則階層	0	0	0	0	0	0	0
		∮	∮	∮	∮	∮	∮	∮
	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999	5,895,999	
	裁量階層	2,968,000	3,512,000	3,996,000	4,472,000	4,948,000	5,424,000	5,896,000
∮		∮	∮	∮	∮	∮	∮	
		3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999	6,720,013

※総収入とは、税込み総収入金額をいいます。

（2）事業所得者が1人で特別控除対象者がいない場合

（単位：円）

	種別	入居家族数及び入居しない扶養家族数（申込者本人を含む）						
		単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族	7人家族
年間総所得金額	原則階層	0	0	0	0	0	0	0
		∮	∮	∮	∮	∮	∮	∮
	1,896,011	2,276,011	2,656,011	3,036,011	3,416,011	3,796,011	4,176,011	
	裁量階層	1,896,012	2,276,012	2,656,012	3,036,012	3,416,012	3,796,012	4,176,012
∮		∮	∮	∮	∮	∮	∮	
		2,568,011	2,948,011	3,328,011	3,708,011	4,088,011	4,468,011	4,848,011

※所得とは、総収入額から税法上認められた必要経費等を控除した後の金額をいいます。

（3）年金所得者が1人で特別控除対象者がいない場合

（単位：円）

	種別	入居家族数及び入居しない扶養家族数（申込者本人を含む）						
		単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族	7人家族
年間総収入金額	原則階層	0	0	0	0	0	0	0
		∮	∮	∮	∮	∮	∮	∮
	3,028,015	3,534,682	4,041,349	4,495,308	4,942,367	5,389,425	5,836,484	
	裁量階層	3,028,016	3,534,683	4,041,350	4,495,309	4,942,368	5,389,426	5,836,485
∮		∮	∮	∮	∮	∮	∮	
		3,924,015	4,391,778	4,838,837	5,285,896	5,732,955	6,180,014	6,627,072

7-1 月額所得の計算表

所得者が2人以上いる場合は、それぞれの計算結果を合計してください。

(1) 年間所得金額の計算（給与所得者の場合）

年間総収入金額（税込）	年間総所得金額
ア 651,000 円未満	= 0 円
イ 651,000 円以上 1,619,000 円未満	(年間総収入金額) - 650,000 円 =
ウ 1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	= 969,000 円
エ 1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	= 970,000 円
オ 1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	= 972,000 円
カ 1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	= 974,000 円
キ 1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	A × 4 × 0.6 =
ク 1,800,000 円以上 3,600,000 円未満	A × 4 × 0.7 - 180,000 円 =
ケ 3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	A × 4 × 0.8 - 540,000 円 =

年間総所得金額
円

(注) A（算出金額）：収入金額を4で割り、千円未満の端数を切り捨てたもの

【計算例】年間総収入金額が2,326,500 円の場合の所得金額の計算例

① 4で割り、千円未満を切り捨てる。 $2,326,500 \div 4 = 581,625 \rightarrow 581,000$

② A（算出金額）× 4 × 0.7 - 180,000 円

$581,000 \times 4 \times 0.7 - 180,000 \text{ 円} = 1,446,800 \text{ 円}$

(2) 年間所得金額の計算（事業所得者の場合）

年間総収入金額 - 税法上の必要経費	=
--------------------	---

年間総所得金額
円

(注) 勤務月数又は営業月数が12か月に満たない場合は、6ページの算式により、推定年間総所得金額を計算してください。

(3) 年間所得金額の計算（公的年金所得者の場合）

ア 65歳未満の人

年間総収入金額（税込）	公的年金総所得金額
700,000 円以下	= 0 円
700,001 円以上 ~ 1,300,000 円未満	年間総収入金額 - 700,000 円 =
1,300,000 円以上 ~ 4,100,000 円未満	× 0.75 - 375,000 円 =
4,100,000 円以上 ~ 7,700,000 円未満	× 0.85 - 785,000 円 =

イ 65歳以上の人

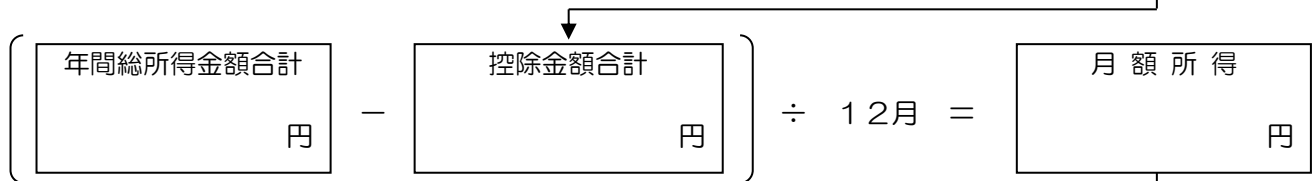
年間総収入金額（税込）	公的年金総所得金額
1,200,000 円以下	= 0 円
1,200,001 円以上 ~ 3,300,000 円未満	年間総収入金額 - 1,200,000 円 =
3,300,000 円以上 ~ 4,100,000 円未満	// × 0.75 - 375,000 円 =
4,100,000 円以上 ~ 7,700,000 円未満	// × 0.85 - 785,000 円 =

年間総所得金額
円

ウ 控除金額の計算

控除の種類	控除対象者	控除金額
一般控除 ア 同居親族控除	申告（申込）者本人を除く、同居（又は同居しようとする）親族	380,000円× 人＝ 円
イ 扶養親族控除	遠隔地扶養親族（注）	
特別控除 ウ 老人扶養控除	（1）扶養親族（注）のうち年齢70歳以上の方	100,000円× 人＝ 円
	（2）所得税上の同一生計配偶者で年齢70歳以上の方	
エ 特定扶養控除	妻を除く扶養親族（注）のうち年齢16歳以上23歳未満の方	250,000円× 人＝ 円
別 才 障がい者控除	所得者本人及び扶養親族のうち ア 精神保健指定医などから中度・軽度の知的障がい者と判定された方 イ 国民年金法施行令別表の2級及び厚生年金保険法施行令別表第一に定める精神障がいの程度である旨を証する書類の交付を受けている方 ウ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で2・3級の方 エ 身体障がい者手帳の交付を受けている方で3級から6級の方 オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別障がい者控除の力に該当しない方 カ 年齢65歳以上で障がいの程度がア及びエと同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている方	270,000円× 人＝ 円
	力 特別障がい者控除	
除 キ 寡婦控除	所得者本人のうち ア 夫と死別してから婚姻していない方か夫の生死が不明な方で500万円以下の所得の方 イ 夫と死別し又は離婚してから婚姻していない方か夫の生死が不明な方、婚姻によらないで母となり現に婚姻していない方で扶養親族（注）のある方	270,000円× 人＝ 円 〔所得額が27万円未満の場合には当該所得額〕
ク 寡夫控除	所得者本人のうち、妻と死別し若しくは離婚した後婚姻していない方又は妻の生死が不明な方、婚姻によらないで父となり現に婚姻していない方で、現に生計を一にする子（所得金額が38万円以下の方で他の方の控除対象配偶者又は扶養親族（注）でない方）を有し500万円以下の所得の方	270,000円× 人＝ 円 〔所得額が27万円未満の場合には当該所得額〕

（注）「扶養親族」には年間の所得額が38万円を超える方は含まれない。



入居資格	月額所得
原則階層	ア 0円～158,000円
裁量階層	イ 158,001円～214,000円

※改良住宅の場合
原則階層は、月額所得
0円～114,000円
裁量階層は、月額所得
114,001円～139,000円

7-2 月額所得の計算表（令和3年7月1日～）

所得者が2人以上いる場合は、それぞれの計算結果を合計してください。

(1) 年間所得金額の計算（給与所得者の場合）

年間総収入金額（税込）	年間総所得金額
ア 551,000 円未満	= 0 円
イ 551,000 円以上 1,619,000 円未満	(年間総収入金額) - 550,000 円 =
ウ 1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	= 1,069,000 円
エ 1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	= 1,070,000 円
オ 1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	= 1,072,000 円
カ 1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	= 1,074,000 円
キ 1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	$A \times 4 \times 0.6 + 100,000$ 円 =
ク 1,800,000 円以上 3,600,000 円未満	$A \times 4 \times 0.7 - 80,000$ 円 =
ケ 3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	$A \times 4 \times 0.8 - 440,000$ 円 =

A 年間総所得金額

円
円

(注) A（算出金額）：収入金額を4で割り、千円未満の端数を切り捨てたもの

【計算例】年間総収入金額が2,326,500 円の場合の所得金額の計算例

① 4で割り、千円未満を切り捨てる。 $2,326,500 \div 4 = 581,625 \rightarrow 581,000$

② A （算出金額） $\times 4 \times 0.7 - 80,000$ 円

$581,000 \times 4 \times 0.7 - 80,000$ 円 = 1,546,800 円

(2) 年間所得金額の計算（事業所得者の場合）

年間総収入金額 - 税法上の必要経費	=
--------------------	---

B 年間総所得金額

円
円

(注) 勤務月数又は営業月数が12か月に満たない場合は、6ページの算式により、推定年間総所得金額を計算してください。

(3) 年間所得金額の計算（公的年金所得者の場合）

ア 65歳未満の人

C 年間総所得金額

年間総収入金額（税込）	公的年金総所得金額
600,000 円以下	= 0 円
600,001 円以上 ~ 1,300,000 円以下	年間総収入金額 - 600,000 =
1,300,001 円以上 ~ 4,100,000 円以下	$\times 0.75 - 275,000 =$
4,100,001 円以上 ~ 7,700,000 円以下	$\times 0.85 - 685,000 =$

円
円

イ 65歳以上の人

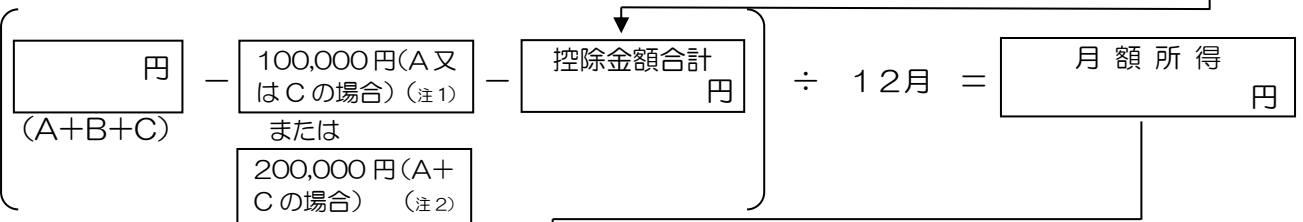
年間総収入金額（税込）	公的年金総所得金額
1,100,000 円以下	= 0 円
1,100,001 円以上 ~ 3,300,000 円以下	年間総収入金額 - 1,100,000 =
3,300,001 円以上 ~ 4,100,000 円以下	// $\times 0.75 - 275,000 =$
4,100,001 円以上 ~ 7,700,000 円以下	// $\times 0.85 - 685,000 =$

ウ 控除金額の計算

(注) 「扶養親族」には年間の所得額が48万円を超える方は含まれない。

控除の種類	控除対象者	控除金額	
一般控除 ア 同居親族控除	申告(申込)者本人を除く、同居(又は同居しようとする)親族	380,000円×人=円	
イ 扶養親族控除	遠隔地扶養親族(注)		
特 ウ 老人扶養控除	(1) 扶養親族(注)のうち年齢70歳以上の方	100,000円×人=円	
	(2) 所得税法上の同一生計配偶者で年齢70歳以上の方		
エ 特定扶養控除	妻を除く扶養親族(注)のうち年齢16歳以上23歳未満の方	250,000円×人=円	
別 オ 障がい者控除	所得者本人及び扶養親族のうち ア 精神保健指定医などから中度・軽度の知的障がい者と判定された方 イ 国民年金法施行令別表の2級及び厚生年金保険法施行令別表第一に定める精神障がいの程度である旨を証する書類の交付を受けている方 ウ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で2・3級の方 エ 身体障がい者手帳の交付を受けている方で3級から6級の方 オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別障がい者控除の力に該当しない方 カ 年齢65歳以上で障がいの程度がア及びエと同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている方	270,000円×人=円	
	カ 特別障がい者控除		400,000円×人=円
	キ 寡婦控除		
ク ひとり親	350,000円×人=円 (所得額が35万円未満の場合には当該所得額)		

年間総所得金額 (注1) 10万円に満たない場合は、当該合計金額 (注2) それぞれ10万円に満たない場合は、当該合計金額



入居資格	月額所得
原則階層	ア 0円 ~ 158,000円
裁量階層	イ 158,001円 ~ 214,000円

※改良住宅の場合
原則階層は、月額所得
0円~114,000円
裁量階層は、月額所得
114,001円~139,000円

8 申し込み方法について

必要事項を記入した申込書及び住民票、優遇抽選の該当要件を証明する書類等を、表紙に記載の各受付期間内に倉敷市営住宅管理センター窓口にご持参いただくか倉敷市営住宅管理センターまでご郵送ください。

【申込者全員の方の提出が必要な書類】

チェック欄	提出書類（申込者全員の方の提出が必要な書類）
<input type="checkbox"/>	市営住宅入居申込書 <ul style="list-style-type: none"> ・現在居住している住居について記入してください。 ・現在入居予定者が別々に居住している場合、申込者の住居について記入して下さい。
<input type="checkbox"/>	入居予定者全員の住民票（住民票記載事項証明書とは異なります！） <ul style="list-style-type: none"> ・同居予定者を含む世帯全員の住民票が必要です。 ・「世帯主の氏名及び続柄」の省略のないものが必要です。 ・外国人の方は「世帯主の氏名及び続柄」及び「国籍・地域」、「在留情報」、「在留カード番号」の省略のないものが必要です。 ・婚約中の方は、双方の世帯全員の住民票が必要です。

※ 市民課窓口にて住民票を取得する際には、運転免許証、健康保険証等の本人確認書類が必要です。なお、代理の方が取得する際には、委任状の提出が必要です。

【優遇抽選に該当する方のみ提出が必要な書類】

チェック欄	提出書類（優遇抽選に該当する方のみ提出が必要な書類）
<input type="checkbox"/>	優遇抽選を証明する書類 <p>優遇抽選に該当する方は、14～15ページを確認し、それぞれの該当要件を証明する書類を添付してください。</p> <p>なお、受付期間内に必要書類の提出がない場合又は書類不備の場合は、優遇抽選を受けられませんのでご注意ください。</p>

※ 第1回募集時のみ必要になります。

【平成30年7月豪雨で被災した方のみ提出が必要な書類】

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	り災証明書（写しでも可） <p>申込者及び同居者全員の「り災証明書」が必要です。</p>

9 申し込みについての注意事項

(1) 申し込みは一世帯一団地に限ります。

※2つ以上の団地に申し込まれた際は、すべての申し込みは無効となります。

原則として、入居後は団地内・他の市営団地への住替えはできませんので、申し込まれる団地については十分に検討していただいたうえで、申し込みください。

(2) 申し込み時に記入漏れ、内容に虚偽や誤りがあった場合は、受付できませんのでご注意ください。

(3) 申込書には、必ず印鑑を押してください。

(4) 申込書提出後は記載事項の変更はできません。また、婚約中で申し込まれた後、婚約者が変わった場合や婚約を解消した場合の申し込みは無効となります。

(5) 申込書提出後は、出生、死亡以外の理由による家族数の増減はできません。

なお、家族数の増減により申込（入居）資格の収入基準に合致しなくなった場合、申し込みは無効となります。

(6) 単身世帯入居可能住宅以外の住宅に申し込まれた方が、家族の減少等により単身者になったときは、入居できません。

(7) 申込書受付後、申込（入居）資格について、実態調査をすることがあります。なお、調査の結果、申込書の記載内容及び提出書類に偽りや不正があった場合、申し込みは無効となります。

(8) 次の場合は、入居資格がなくなります。

(ア) 入居予定者が入居を辞退したとき

(イ) 実態調査の結果、入居資格がないと決定されたとき

(ウ) 入居申込者（その同居しようとする者を含む）が暴力団員であることが判明したとき

10 抽選会及び抽選方法について

市営住宅への申込者が募集戸数を超えた場合は、複数応募のあった住宅ごとに抽選会において入居予定者及び入居補欠者を決定します。

なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止措置として、入居申込者等の抽選会への参加はできませんので予めご了承ください。抽選の結果は、ホームページ等でお知らせします。

1 1 優遇抽選について

次の世帯の方については、抽選時に優遇措置を実施しています。ただし、あくまでも抽選時の優遇措置であり、入居を保証するものではありません。

なお、募集期間内に優遇抽選の該当要件を証明する書類の提出がなかった場合あるいは、書類不備の場合は、優遇措置を受けられません。

【優遇抽選の該当要件及び該当要件を証明する書類】

	優遇抽選の該当要件	優遇抽選の該当要件を証明する書類
(1)	ひとり親世帯 20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の親（同居の親族に、経常的収入を得る職業に就いている方がいる世帯を除きます。）	戸籍謄本又は児童扶養手当受給証の写し ※同居の親族に経常的収入を得る職業に就いている方がいる場合、最新の所得証明書が必要です。 ※未婚のひとり親世帯の場合、児童扶養手当受給者証の写しが必要です。 ※親権を有しない場合、抽選後の資格審査時において親権者の同意書が必要です。
(2)	老人世帯 申込者が60歳以上であり、同居の親族の全員が次のいずれかに該当する方 ア 配偶者 イ 18歳未満の方 ウ 60歳以上の方	住民票等、ア～ウの該当理由を証明する書類
(3)	心身障がい者世帯 ア 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、その程度が1～2級に該当する方がいる世帯 イ 療育手帳の交付を受け、その程度がAの方又はBのうち中度に該当する方がいる世帯 ウ 身体障がい者手帳の交付を受け、その程度が1～4級に該当する方がいる世帯 エ 戦傷病者手帳の交付を受け、障がい程度が恩給法の特別款症～第6款症又は第1款症（旧第7款症）に該当する方がいる世帯 オ 障がい福祉サービス受給者証の交付を受けている方（難病患者等で障がい種別5に該当する方）がいる世帯	ア～オのそれぞれ該当する書類 ア 精神障がい者保健福祉手帳 イ 療育手帳 ウ 身体障がい者手帳 エ 戦傷病者手帳 オ 障がい福祉サービス受給者証

(4)	生活保護世帯 申込者が生活保護法に基づく保護を受けている方	社会福祉事務所長等の証明書
(5)	中国残留邦人自立支援法に基づく支援給付を受けている方 申込者が中国残留邦人自立支援法に基づく支援給付を受けている方	社会福祉事務所長等の証明書
(6)	多数回落選者 直前の抽選会まで連続して3回以上落選した方	返却した申込書の写し(連続して落選した3回分のもの)又は、抽選結果の通知
(7)	ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者 次のいずれかに該当するDV被害者であること。 ア 女性相談所の一時保護又は婦人保護施設若しくは母子生活支援施設における一時保護又は保護が終了して5年未満の方 イ 裁判所の保護命令の申立てをした方でその命令が効力を生じた日から5年未満のもの	一時保護及び保護又は保護命令があったことを証明又は確認できる書類
(8)	犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者やその家族・遺族で、従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかなる方 次のいずれかに該当することが客観的に証明される方であること。 ア 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった方 イ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方	ア又はイが証明又は確認できる書類
(9)	小学生までの子を持つ世帯 同居者に中学校就学の始期に達するまでの者がいる世帯	住民票、戸籍謄本等、該当理由を証明する書類

12 資格審査について

抽選会で入居予定者に決定した方は、資格審査基準日までに、倉敷市営住宅管理センターへ必要書類を提出し、資格審査を受けていただきます。

資格審査では、「(1) 必ず提出していただく書類」と「(2) 入居する家族の状況などにより必要となる書類」が必要です。審査基準日までに、申込者又は同居親族の方が倉敷市営住宅管理センター窓口へご持参いただくか倉敷市営住宅管理センターまでご郵送ください。

また、資格審査の結果、資格がないと判明した方及び資格が確認できない方は、申し込みが無効となりますのでご注意ください。

【(1) 必ず提出していただく書類】

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	(ア) 直近の所得証明書 （市町村役場税務担当課で発行されたもの） ・入居予定者の方は、有職、無職にかかわらず全員の所得証明書を提出してください。 ・倉敷市に転入して間がない方は、倉敷市で証明できないことがありますので、その場合は前住所の市町村役場で証明を受けてください。
<input type="checkbox"/>	(イ) 健康保険証 ・入居予定者全員の保険証を持参してください。 ・入居予定者がそれぞれ保険証を持っている場合、それぞれの保険証が必要です。

【(2) 入居する家族の状況などにより必要となる書類】

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	(ア) 現在給与所得のある方 給与支給証明書 …………… 様式2 ・現在の勤務先で証明（資格審査日から過去1年間分）を受けてください。 ・アルバイト、パート等で収入を得ている方も必要です。 ・勤務期間が1年未満の場合は支給月から、給与がまだ支給されていない場合は採用年月日がわかる証明を受けてください。 ・給与所得者が2人以上の場合は、全員の給与支給証明書が必要です。 源泉徴収票 ・1月から5月の間に資格審査を受けられる場合のみ提出してください。
<input type="checkbox"/>	(イ) 現在事業所得のある方 収支計算書 …………… 様式3 ・事業所得のある方は、所得の状況をご自身で記入してください。（資格審査日から過去1年間分）
<input type="checkbox"/>	(ウ) 現在無職の方 退職証明書 …………… 様式5 ・入居しようとする方の中に、所得証明書では収入があったが、現在退職して収入がなくなった方がいる場合、勤務していた会社等で証明を受けてください。

<input type="checkbox"/>	<p>(エ) 次に該当する場合、戸籍謄本が必要となります。</p> <p>① 婚約中の方が申し込まれた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚約で申し込まれた方は、入籍したことが証明できる戸籍謄本等を提出してください。 <p>② 入居申込者又は同居の家族（18歳以上）に配偶者がいない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のいない入居申込者に子がいる場合、その子の戸籍謄本も必要です。又、子の親権者が入居申込者と異なる場合、親権者の同意が必要となります。 <p>③ 申込者と入居家族の関係が住民票で確認できない場合</p> <p>④ 単身世帯入居可能住居へ申し込まれた場合</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(オ) 特別控除対象者がいる場合</p> <p>それを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳等を持参してください。
<input type="checkbox"/>	<p>(カ) 年金受給者がいる場合（遺族年金，障がい年金を除く）</p> <p>年金額等がわかる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近の額改定通知書又は振込通知書等を持参してください。 ・年金の受給は国民年金のほか，企業年金及び個人年金等を含みます。
<input type="checkbox"/>	<p>(キ) 入居しないが，所得税法上扶養している親族がいる場合</p> <p>それを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票，勤務先の証明等
<input type="checkbox"/>	<p>(ク) 裁量階層（2ページ参照）に該当する場合</p> <p>それを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳等を持参してください。
<input type="checkbox"/>	<p>(ケ) 生活保護又は中国残留邦人自立支援法に基づく支援給付を受給中の場合</p> <p>福祉事務所長等の証明書</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(コ) 単身世帯入居可能住居へ申し込まれた場合</p> <p>単身者日常生活状況申立書 …… 様式 4</p> <p>単身世帯入居可能住宅への入居条件を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身世帯で申込みされる方は，「4 単身世帯入居可能住宅への入居条件について（4～5 ページ参照）」に該当するか確認してください。
<input type="checkbox"/>	<p>(カ) 事実上婚姻関係と同様の状況で申し込まれた場合（内縁関係）</p> <p>1年以上同居していることを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お住まいの地域の民生委員さんに，証明書の記入をお願いしてください。

1 3 入居手続き等

資格審査において、申込（入居）資格を満たす入居予定者の方には、入居決定通知書及び入居手続きに関する資料を送付します。

- (1) 入居手続きでは、連絡先を記入した「請書」の提出及び敷金の納付を行っていただきます。
原則として岡山県内に居住する親族が望ましく、関係のわかる書類（戸籍謄本等）が必要です。そうでない場合は、2人目も記入していただきます。
単身入居の方は「入室同意書兼身元引受人届」も提出していただきます。
- (2) 敷金は、3ヶ月分の家賃相当額となっており、入居手続きの際に納めていただきます。
- (3) 浴室に浴槽及び風呂釜等がないタイプの住宅に入居する場合は、各自設置していただきます。（退去時には各自で撤去していただきます。）
浴槽及び風呂釜等の設置については、約20万円前後かかることがあります。
また、アンテナやカーテンレール、電話のモジュラージャックなどを設置していない団地に入居する場合も、各自で設置していただきます。
- (4) 事情変更等により入居を辞退される方は、他の入居予定者に迷惑となるため早目に申し出てください。（別途、辞退届をご提出いただきます。）

1 4 入居後の注意事項

- (1) 家賃は、毎月末日までにその月分を納付していただきます。なお、納付にあたっては、口座振替を利用してください。
- (2) 家賃とは別に共益費等を各団地自治会等へ負担していただきます。また、水道が参考メーターとなっている3階建以上の住宅の場合、水道料の集金を入居されている方々で行い水道局へ納付していただきます。
- (3) 翌年度の家賃を決定するため、毎年度6月末までに、前年の「世帯の収入」について、収入申告をしていただきます。この場合、市長等の発行する所得証明書及び源泉徴収票等の収入を証明する書類を必ず添付してください。なお、収入申告をしなかった方は、近隣の民間住宅並の家賃をいただくことになり、大変不利になりますので、必ず収入申告をしてください。
- (4) 畳表、襖紙、ガラス、鍵、その他いわゆる使いいたみするものや入居者の原因で破損したものは、すべて入居者負担の原則により、入居者において責任をもって修繕していただきます。
- (5) 団地内では、犬、ねこ、鳩等の動物（ペット）を飼うことは禁止しています。

(6) 特定目的住宅へ入居されている世帯で、その要件が欠けることとなった場合は、その住宅の明渡し（退去）をしていただくことになります。

(7) 入居後 3 年を経過した方で、月額所得 158,000 円（裁量階層の場合は 214,000 円）を超え、「収入超過者」と認定された場合は、住宅を明け渡すよう努力する義務が生じます。やむを得ず引き続き入居する場合は、収入超過者の年数及び収入に応じて、以下の算定方法により本来家賃に割増家賃を加算して徴収することになります。

さらに入居後 5 年を経過した後、月額所得 313,000 円を超え、「高額所得者」と認定された場合は、住宅の明渡し（退去）をしていただくことになります。

収入超過者の家賃算定式 = 本来家賃額 + (近傍同種家賃 - 本来家賃額) × 割増率

【近傍同種家賃】

同じタイプの民間住宅並みの家賃（公営住宅法に規定される算定方法によって部屋タイプごとに算出された家賃の上限値）

【計算例】収入超過者 3 年目で下記の表の月額所得⑥に該当し、近傍同種家賃が 40,000 円、⑥の本来家賃が 20,000 円の場合の計算例

$$20,000 \text{ 円} + (40,000 \text{ 円} - 20,000 \text{ 円}) \times 3/4 = 35,000 \text{ 円 (収入超過者の家賃)}$$

【割増率】

年 度	月額所得（円）			
	⑤	⑥	⑦	⑧
	158,001～ 186,000	186,001～ 214,000	214,001～ 259,000	259,001～
収入超過者となった年度	1/5	1/4	1/2	1
収入超過者 2 年目	2/5	2/4	1	1
収入超過者 3 年目	3/5	3/4	1	1
収入超過者 4 年目	4/5	1	1	1
収入超過者 5 年目以降	1	1	1	1

割増率が 1 の場合、収入超過者の家賃は近傍同種家賃になります。

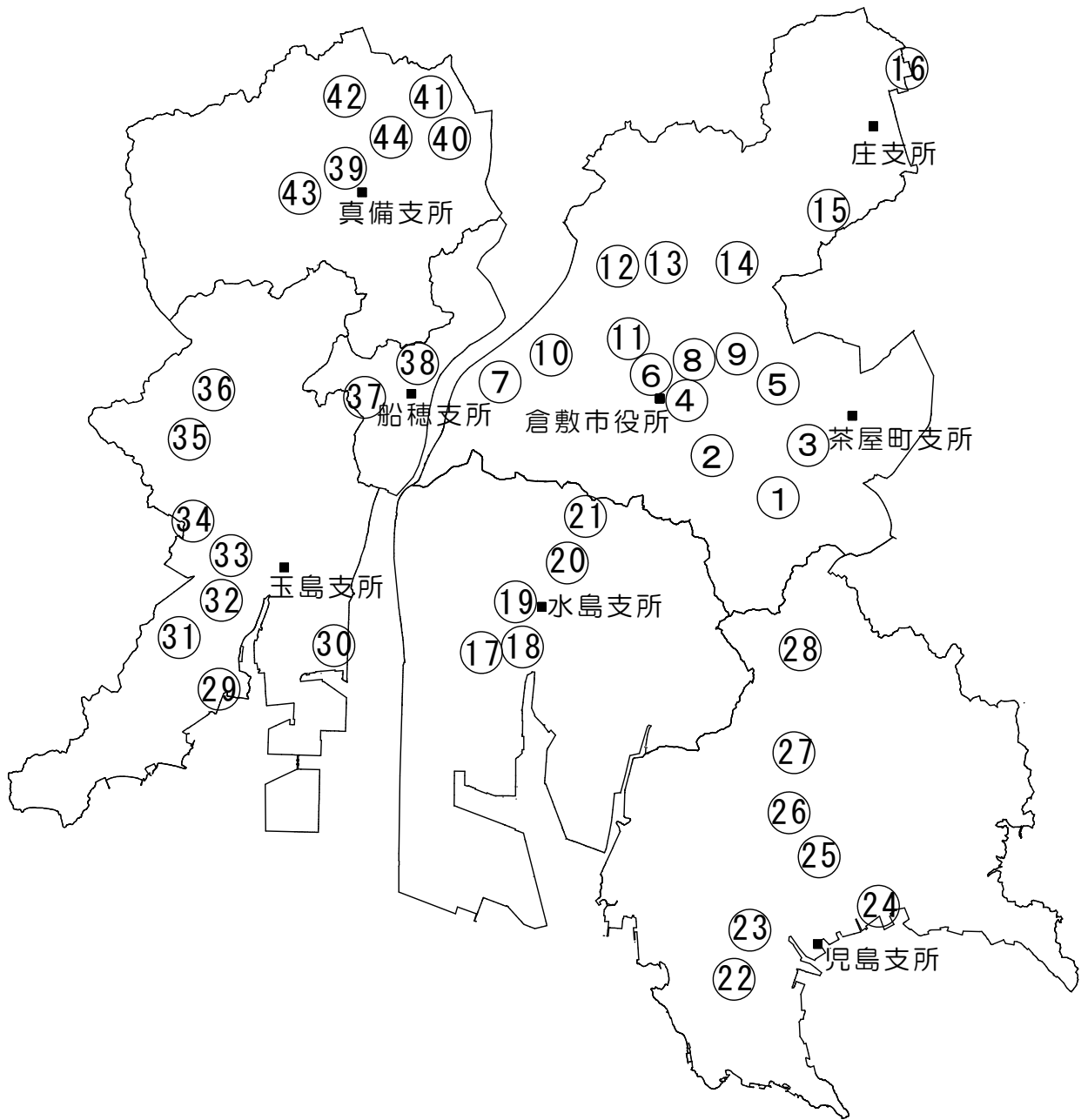
なお、改良住宅の場合は、入居後 3 年を経過した方で、月額所得 114,000 円（裁量階層の場合は 139,000 円）を超えた場合、「収入超過者」となります。ただし、割増家賃がかかるのは月額所得 158,000 円を超えた場合のみです。（割増家賃がかからない場合でも、収入超過者の年数には加算されます。）

(8) 次のいずれかに該当する場合は、住宅の明渡し及び損害賠償を請求することになりますので注意してください。

- (ア) 不正行為によって入居したとき
- (イ) 家賃を3ヶ月以上滞納したとき
- (ウ) 住宅を故意に損傷したとき
- (エ) 正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しないとき
- (オ) 無断で住宅の様態替えや増築をしたとき
- (カ) 暴力団員であることが判明したとき
- (キ) その他、不正行為等が認められたとき

(9) 入居後は、公営住宅法及び倉敷市営住宅条例等を遵守し、団地内の他の居住者と円満な共同生活をしてください。

市営住宅位置図



1	粒江	7	西阿知	11	老松第一	12	宮前南	15	徳芳東	18	水島駅前	21	西浦田	28	林	35	池畝	41	辻田
2	粒浦	8	羽島	11	老松テラスハウス	12	宮前中	15	徳芳A	18	水島	21	浦田	28	林南	35	池畝(改良)	42	市場
3	天城	8	向山北	11	老松南	12	宮前(松の木)	15	徳芳B	18	第2水島	22	菰池	29	奥谷	36	横内	43	箭田南
4	新田	8	向山	12	青江	13	浜ノ茶屋	15	徳芳西	18	明神町	23	錦町	30	高後沖	36	西横内	44	有井
4	名田	8	向山北(改良)	12	第2青江	13	浜ノ茶屋南	15	徳芳中	18	再開発	24	堀江	31	柏島	37	オノケリソールス		
4	新田南	8	向山(改良)	12	第3青江	14	中庄	15	徳芳南	19	水島幸町	25	中山	31	柏島第2	38	東北谷		
5	亀山	8	南羽島	12	西宮前	14	中庄(特公賃)	16	日畑	19	連島	25	三協	32	大谷	39	箭田		
6	倉敷東	9	平山	12	北宮前	14	東中庄	17	亀島	19	第2連島	26	落合	33	道越	39	箭田東		
6	倉敷西	10	中洲	12	宮前(簡二)	15	徳芳	17	水島北亀	19	南幸町	26	中津山	33	四ツ土井	39	箭田東第二		
6	倉敷南	10	水江	12	宮前(改良)	15	徳芳北	18	千鳥町	20	水島相生町	27	山殿	34	谷底	40	川辺		

(注) 平山、老松第一、老松テラスハウス、老松南、水島相生町、錦町、三協、落合、高後沖は現在募集を停止しています。

市営住宅所在地一覧（１）

募集団地は募集回ごとに異なります。

No.	地区	団地名	所在地※1	入居時家賃※2	備考
1	倉敷	粒江	粒江団地2590-1	4,600円～20,100円	
2	倉敷	粒浦	粒浦233	9,700円～25,000円	
3	倉敷	天城	藤戸町天城1394-3	11,600円～15,500円	
4	倉敷	新田	新田1308-3ほか	5,300円～34,000円	
	倉敷	名田	新田2283-1	11,000円～20,600円	
	倉敷	新田南	新田2319-1	16,900円～44,900円	
5	倉敷	亀山	亀山702	19,100円～60,700円	
6	倉敷	倉敷東	中央1丁目468-3	15,100円～39,400円	
	倉敷	倉敷西	南町668-5	15,700円～48,700円	
	倉敷		白楽町673		
	倉敷	倉敷南	白楽町517-4	19,700円～51,300円	
7	倉敷	西阿知	西阿知町989	16,700円～52,800円	
8	倉敷	羽島	羽島289-3ほか	6,000円～21,400円	
	倉敷	向山北	向山1794ほか	10,000円～37,900円	
	倉敷	向山	向山1750-1	15,000円～39,700円	
	倉敷	向山北（改良）	向山1794	10,000円～22,600円	
	倉敷	向山（改良）	向山1742-1	12,700円～34,200円	
	倉敷	南羽島（改良）	羽島607-1	15,000円～39,900円	
10	倉敷	中洲	安江550-60	13,600円～40,300円	
	倉敷	水江	水江1424ほか	5,900円～45,900円	
12	倉敷	青江	青江732ほか	16,100円～43,300円	
	倉敷	第2青江	青江834-6	16,000円～42,600円	
	倉敷	第3青江	青江806-1	9,300円～24,700円	
	倉敷	西宮前	宮前542	18,000円～52,600円	
	倉敷	北宮前	宮前532	7,500円～23,400円	
	倉敷	宮前（簡二）	宮前412	12,500円～20,400円	
	倉敷	宮前（改良）	宮前410-1ほか	15,200円～40,500円	
	倉敷	宮前南	宮前33-1	17,200円～45,700円	
	倉敷	宮前中	宮前17-1	16,600円～44,100円	
	倉敷	宮前（松の木）	宮前520-1	16,800円～51,900円	
13	倉敷	浜ノ茶屋	浜ノ茶屋201-2	11,800円～35,100円	
	倉敷	浜ノ茶屋南	浜ノ茶屋2丁目220-1	15,100円～50,700円	
14	倉敷	中庄	中庄団地21ほか	17,300円～69,700円	
	倉敷	中庄（特公賃）※3	中庄団地21	59,000円～60,200円	

※1 所在地については、実際の住所表示と異なる場合があります。

※2 表記されている金額は、入居時点の目安です。正式な家賃はご希望の部屋タイプ、入居者の方の収入等によって決定されます。また、入居後の家賃は所得の変動等により変更となる場合があります。

※3 中庄（特公賃）については、募集方法が異なります。詳細は倉敷市営住宅管理センターまでお問い合わせください。

市営住宅所在地一覧（２）

募集団地は募集回ごとに異なります。

No.	地区	団地名	所在地※1	入居時家賃※2	備考
14	倉敷	東中庄	中庄1464-1	3,900円～17,400円	
15	倉敷	徳芳	徳芳221-1ほか	5,400円～30,000円	
	倉敷	徳芳北	徳芳207-2ほか	4,700円～40,300円	
	倉敷	徳芳東	徳芳90-1ほか	5,400円～22,400円	
	倉敷	徳芳A	徳芳177ほか	8,200円～22,200円	
	倉敷	徳芳B	徳芳79-1	8,200円～19,900円	
	倉敷	徳芳西	徳芳164-1	15,200円～40,900円	
	倉敷	徳芳中	徳芳178-1ほか	12,900円～38,800円	
16	倉敷	徳芳南	栗坂328-1ほか	12,700円～29,600円	
	倉敷	日畑	日畑1131-1	10,400円～25,600円	
17	水島	亀島	水島北亀島町1900-1ほか	5,300円～50,100円	
	水島	水島北亀	水島北亀島町1902-1	15,800円～42,600円	
18	水島	千鳥町	水島西千鳥町6	7,000円～19,800円	
	水島	水島駅前	水島西千鳥町6	18,700円～49,600円	
	水島	水島	水島明神町83	11,700円～25,800円	
	水島	第2水島	水島明神町81-11	13,200円～33,300円	
	水島	明神町	水島明神町83	12,000円～17,700円	
	水島	再開発	水島西千鳥町6-18	15,600円～42,600円	
19	水島	水島幸町	水島南幸町101	17,800円～71,700円	
	水島	連島	連島1丁目10-10	4,700円～33,000円	
	水島	第2連島	連島1丁目11-12	13,200円～34,000円	
	水島	南幸町	水島南幸町98-12	10,000円～22,100円	
21	水島	西浦田	福田町浦田2247	13,600円～44,800円	
	水島	浦田	福田町浦田2378-71ほか	9,800円～41,800円	
22	児島	菰池	菰池3丁目10	12,200円～23,000円	
24	児島	堀江	児島下の町9丁目12	11,800円～36,700円	
25	児島	中山	児島小川10丁目3ほか	4,200円～27,100円	
26	児島	中津山	児島稗田町583ほか	6,400円～38,200円	
27	児島	山殿	児島稗田町2793	2,900円～10,700円	
28	児島	林	福江1447-1ほか	6,400円～40,900円	
	児島	林南	福江1466-1	15,700円～41,700円	
29	玉島	奥谷	玉島柏島6499	10,100円～19,400円	
31	玉島	柏島	玉島柏島4348	3,800円～10,900円	
	玉島	柏島第2	玉島柏島4233	5,900円～12,300円	

※1 所在地については、実際の住所表示と異なる場合があります。

※2 表記されている金額は、入居時点の目安です。正式な家賃はご希望の部屋タイプ、入居者の方の収入等により決定されます。また、入居後の家賃は所得の変動等により変更となる場合があります。

市営住宅所在地一覧（3）

募集団地は募集回ごとに異なります。

No.	地区	団地名	所在地※1	入居時家賃※2	備考
32	玉島	大谷	玉島柏島1234	16,400円～30,000円	
33	玉島	道越	玉島道越301	5,100円～14,100円	
	玉島	四ツ土井	玉島道越570-4ほか	4,600円～20,400円	
34	玉島	谷底	玉島道口391-1ほか	4,800円～22,200円	
35	玉島	池畝	玉島道口5165-1ほか	3,800円～22,100円	
	玉島	池畝（改良）	玉島道口5138-1	14,200円～30,500円	
36	玉島	横内	玉島陶4427-1ほか	6,400円～38,200円	
	玉島	西横内	玉島陶4552	7,900円～15,000円	
37	船穂	オノ神グリーンパレス	船穂町船穂6100-1	20,400円～58,900円	
38	船穂	東北谷	船穂町船穂3553-2	15,700円～41,800円	
39	真備	箭田	真備町箭田3524	5,300円～13,300円	
	真備	箭田東	真備町箭田737-1	7,800円～13,900円	
	真備	箭田東第二	真備町箭田751-3	10,300円～23,100円	
40	真備	川辺	真備町川辺57		災害公営住宅
41	真備	辻田	真備町辻田808-3	13,500円～25,900円	
42	真備	市場	真備町市場3593-1	6,400円～17,600円	
43	真備	箭田南	真備町箭田1743-1		災害公営住宅
44	真備	有井	真備町有井275-4		災害公営住宅

※1 所在地については、実際の住所表示と異なる場合があります。

※2 表記されている金額は、入居時点の目安です。正式な家賃はご希望の部屋タイプ、入居者の方の収入等により決定されます。また、入居後の家賃は所得の変動等により変更となる場合があります。